

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三芳町は、予防接種関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

三芳町

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成及びデータ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害救済の給付手続きに関する事務 ③予防接種の実費の徴取に関する事務 ④予防接種の記録の管理に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の10の項、93の2の項、別表126の項 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号及び別表第2の16の2の項、16の3の項 別表第2の主務省令で定める命令第12条の2、第12条の2の2 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2の項) 【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第2の16の2、17、18、19の項 別表第2の主務省令で定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康増進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康増進課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、予防接種関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月3日	II しきい値判断項目 1. 対	平成26年10月10日時点	平成29年6月30日時点	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報等を地理扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成及びデータ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害救済の給付手続きに関する事務 ③予防接種の実費の徴取に関する事務 ④予防接種の記録の管理に関する事務	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル	健康管理ファイル 宛名情報ファイル	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第10項並びに予防接種法第5条等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の10の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の17,18,19の項並びに予防接種法施行規則第10条等	【情報提供】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2の項 別表第2の主務省令で定める命令第12条の2、第12条の2の2 【情報照会】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2、17、18、19の項 別表第2の主務省令で定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所	健康増進課長 金井塚 和之	健康増進課長 池田 康幸	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日時点	令和1年6月6日時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月10日時点	令和1年6月6日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	なし	項目追加	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所	健康増進課長 池田 康幸	健康増進課長	事後	
令和2年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成及びデータ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害救済の給付手続きに関する事務 ③予防接種の実費の徴取に関する事務 ④予防接種の記録の管理に関する事務	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成及びデータ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害救済の給付手続きに関する事務 ③予防接種の実費の徴取に関する事務 ④予防接種の記録の管理に関する事務	事前	
令和2年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2の項、16の3の項 別表第2の主務省令で定める命令第12条の2、第12条の2の2 【情報照会】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2、17、18、19の項 別表第2の主務省令で定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	【情報提供】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2の項、16の3の項 別表第2の主務省令で定める命令第12条の2、第12条の2の2 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2の項) 【情報照会】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2、17、18、19の項 別表第2の主務省令で定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2の項)	事前	
令和2年12月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月6日時点	令和2年12月9日	事前	
令和2年12月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月6日時点	令和2年12月9日	事前	
令和2年12月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の10の項、93の2の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の10の項、93の2の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事前	
令和3年4月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成及びデータ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害救済の給付手続きに関する事務 ③予防接種の実費の徴取に関する事務 ④予防接種の記録の管理に関する事務	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成及びデータ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害救済の給付手続きに関する事務 ③予防接種の実費の徴取に関する事務 ④予防接種の記録の管理に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年4月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	健康管理システム 統合宛名システム	健康管理システム 統合宛名システム	事後	
令和3年4月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の10の項、93の2の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の10の項、93の2の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	
令和3年4月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月9日	2021/4/26	事後	
令和3年4月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月9日	2021/4/26	事後	
令和3年7月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成及びデータ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害救済の給付手続きに関する事務 ③予防接種の実費の徴取に関する事務 ④予防接種の記録の管理に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成及びデータ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害救済の給付手続きに関する事務 ③予防接種の実費の徴取に関する事務 ④予防接種の記録の管理に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年7月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2021/4/26	2021/7/27	事後	
令和3年7月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2021/4/26	2021/7/27	事後	
令和3年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の10の項、93の2の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の10の項、93の2の項 番号法別表第19条第6号(委託先への提供) 番号法別表第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事前	
令和3年12月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2021/7/27	2021/12/9	事前	
令和3年12月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2021/7/27	2021/12/9	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2の項、16の3の項 別表第2の主務省令で定める命令第12条の2、第12条の2の2 新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2の項) 【情報照会】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2、17、18、19の項 別表第2の主務省令で定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2の項)	【情報提供】 番号法第19条第8号及び別表第2の16の2の項、16の3の項 別表第2の主務省令で定める命令第12条の2、第12条の2の2 新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2の項) 【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第2の16の2、17、18、19の項 別表第2の主務省令で定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2の項)	事前	
令和4年2月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2021/12/9	2022/2/15	事前	
令和4年2月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2021/12/9	2022/2/15	事前	
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2022/2/15	2022/7/8	事前	接種証明書のコンビニ交付に伴う保護評価の再実施
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2022/2/15	2022/7/8	事前	接種証明書のコンビニ交付に伴う保護評価の再実施
令和7年2月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の10の項、93の2の項、別表126の項 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の10の項、93の2の項 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	データ標準レイアウト改版のため
令和7年2月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2022/7/8	2025/2/28	事後	
令和7年2月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2022/7/8	2025/2/28	事後	
令和7年2月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	様式変更のため
令和7年2月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	様式変更のため